

株式会社 **ジース**

ジースグループ コンプライアンス・マニュアル
The Earth Group Compliance Manual

株式会社ジース コンプライアンス委員会

初版発行 2006.8.18

第2版 2010.7.1

第3版 2011.5.1

Compliance Manual Contents

ジースフィロソフィー	3
はじめに	4
ジースの倫理規範	5
ジースの行動指針	6
当社を取り巻く利害関係者(ステークホルダー)と関連法規	9
ジースのコンプライアンス体制	10
1. コンプライアンスとは	10
2. ジースグループのコンプライアンスとは	10
3. ジースグループが目指すコンプライアンス経営とは	11
4. コンプライアンス委員会の役割について	11
5. コンプライアンス担当部署について	12
6. ヘルプライン窓口について	12
7. 問題発生時の対応	13
8. コンプライアンス体制組織図	14
コンプライアンス・マニュアルの利用方法	15
1. 利用の心得	15
2. 対象者	15
3. 適用範囲	15
4. 違反行為	15

ジースフィロソフィー

株式会社 ジース
代表取締役社長 池添 吉則

コンプライアンスは、ジースグループが企業活動を行うにあたり、社会に対して宣誓する経営の基本方針であり、このマニュアルには、すべての役員・従業員が遵守すべき事項の基本原則が収められています。

コンプライアンスは、さまざまなステークホルダーそして社会からジースグループの活動と存在価値を認めてもらうための根幹をなすものです。私たちのビジョンは誰もが幸せになれる不動産マーケットを創ることです。

ここにコンプライアンス・マニュアルを制定するにあたり、私たちは、職位・職務内容にかかわらず、本マニュアル、関係法令及びルールを遵守すること、また、ジースフィロソフィーの永続的な実現に向けて、より一層倫理的な企業文化を構築することを誓います。

ジースグループとして企業としての危機管理能力をもつことは当然として、大切なことは、役員・従業員各人が常日頃から、このコンプライアンス・マニュアルの制定趣旨に則り「危機管理能力」だけでなく「危機管理意識」をもつことにあります。

以上

The Earth Brand Philosophy



はじめに

ジースコンプライアンス委員会
委員長 相原 隆志

「プロフェッショナルとして、誠実かつ適切な行動を適宜・迅速にとろう！」

コンプライアンス体制を真に充実させ有効に機能させるということは、単に規程やマニュアルを整備するだけでなく、役員・従業員各人が「高いコンプライアンス意識をもつ = プロフェッショナルとしての意識をもつ」ことを意味します。

また、コンプライアンス・マニュアルを持つということは、法令・社会倫理・諸規則その他のルールをしっかり守り、誠実な企業活動を行っていることを社会に誓約することであり、誓約した以上、我々はこれをよく理解したうえで実践していく必要があります。

本マニュアルは、ジースグループが業務を遂行するうえで特に重要と思われる事項に関してまとめたものであり、すべてを網羅するものではありません。あくまでも基本的事項を示したものです。よって、日常の業務において生じるここで触れられていない事項や自分では答えを得られない事項に関しては、上司、ジース法務部門、コンプライアンス委員、社内外に設置しているヘルプライン窓口等に必ず相談するように心掛けてください。

大切なことは、日常の業務において疑問を感じたら、「それはコンプライアンス上果たして正しいか？」と自問する習慣をつけることです。ともしれば忙しさに流され、自問することを忘れがちですが、
自分のやっていること、自分のやってきたこと、自分がやろうとしていること、これらを常にコンプライアンスという観点から見直すことです。

自分のやっていること、
自分のやってきたこと、
自分がやろうとしていることは、

法令や社会倫理に違反していませんか
ジースの倫理規範と行動基準に合致していますか
ジースのフィロソフィーに合致していますか
新聞やテレビに報道されても正々堂々とできますか
第三者につけ込まれる隙を与えていませんか

どれかひとつでも思い当たったときには、この冊子に立ち戻ってください。

ジアースの倫理規範

ジアースグループの役員・従業員は、次の倫理規範に則り、法令・規則や社内規程を遵守します。倫理規範は、ジアースフィロソフィーを実現するための拠り所となる規範であり、役員・従業員は、これらの規範の実践を自らの重要な役割として率先垂範し、関係取引先や社内組織に周知徹底とその定着に注力しなければなりません。

(コンプライアンス規程第2章「倫理規範」より抜粋・編集)

1. 顧客と取引先の安心、満足および信頼を旨とし、業界トップレベルのサービスと情報を誠実に提供する。
2. すべての顧客、取引先とのあいだで公正、透明かつ対等な取引を行う。
3. 社会から疑惑や不信を招くことがないように、透明度の高い、健全かつ正常な関係を維持および確立する。
4. 他人の権利と財産を尊重するとともに、ジアースグループの権利と財産の保護に努める。
5. 競合企業と積極的、効果的かつ公正な市場競争を行う。
6. 株主の利益を念頭に、高い倫理観と責任感をもって、誠実に職務を遂行する。
7. 長期的かつ継続的に企業価値を増大すべく、魅力ある企業を創生する。
8. 経営情報と企業活動全般について、適時、適切かつ積極的に情報を開示する。
9. 互いの人格と価値観を尊重し、健全な職場環境を維持する。
10. 社会の発展がなければ企業の発展がありえないことを強く認識し、環境に配慮し社会とともに発展することを目指す。

ジアースの行動指針

ジアースグループの役員・従業員は、次の行動指針に則り、法令・規則や社内規程を遵守します。また、行動指針はジアースの倫理規範を実現するための具体的手段であり、日々の業務のなかで皆さんが必ず実践しなければならない事項です。

(コンプライアンス規程第3章「行動指針」より抜粋・編集)

社会との関係

1. 各種業法の遵守

事業活動を行うにあたり、宅建業法や建築基準法など関連法令を確認のうえ、必要な許認可を取得するなどその内容を十分に理解し、各種業法を遵守する。

2. 反社会的勢力との関係断絶

反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断する。

3. 寄付行為または政治献金の規制

献金や寄付を行う場合、または政治資金パーティ券を購入する場合は、法令と社内規程に従う。

4. 環境保全

環境法令を遵守し、環境にやさしい事業活動に努める。

5. 防火および防災

職場の防火と防災に努め、万一事故が起きた場合には早期の拡大防止に努め、安全を確保する。

証券取引所・株主・投資家との関係

1. 経営情報の開示

経営内容や事業活動等の情報の開示は、関係法令に従い正確かつタイムリーに行う。

2. インサイダー取引の禁止

インサイダー取引などその疑いを持たれる株式の売買は行わない。

3. 適切な広報 IR 活動

適切な広報活動により、当社について正しい評価と理解を得るよう努める。

役職員との関係

1. 人権の尊重

基本的人権を尊重し、人種、国籍、信条、宗教、性別、年齢、障害、出身、祖先、結婚、離婚、社内的地位、雇用形態等を理由にした不当な差別や嫌がらせ、個人の尊厳を傷つける行為、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等を行わない。

2. プライバシーの保護

役職員や顧客その他関係する他社の役職員等の個人情報、業務上必要な以外の目的で収集し利用しない。また、その管理にあたっては関係者以外に漏洩することのないよう十分に留意する。

3. 健全な職場環境の維持

健全な職場環境の維持に努め、職場の安全衛生の確保と心身の健康管理に留意する。

4. 労働関係法の遵守

労働基準法をはじめとする労働関連法規を遵守する。

顧客・取引先・競合会社との関係

1. 公正、透明および対等な取引

顧客と取引先の立場に立って、すべての顧客や取引先と公正、透明かつ対等な取引を行い、誠実に事業を行う。

2. 正しい情報の提供

顧客と取引先に不動産等の正しい情報を提供し、安心と満足を届ける。

3. 積極的、効果的かつ公正な市場競争

競合企業との競争に際しては、積極的、効果的かつ公正な市場競争に努める。

4. 接待および贈答

顧客ならびに取引先等に対して、社会的儀礼の範囲を超えた接待や贈答はせず、またこれを受けない。

会社および会社財産との関係

1. 社内規程の遵守
就業規則をはじめとするすべての社内規程を遵守する。
2. 守秘義務
取引先や当社等の公表されていない秘密情報を、在職中はもとより退職後も、第三者に開示または漏洩しない。
3. 政治・宗教その他勧誘活動の禁止
就業時間内(残業中を含む)に特定の政党や宗教団体、その他個人的信条や嗜好に基づく団体等への加入や支持を強制し、または勧誘を行わない。
4. 適正な会計処理
法令と社内規程に基づき適正な会計処理を行い、有効な内部統制の構築に努める。
5. 法定の準則主義
意思決定は、法令と決裁権限規程その他社内規程に基づいて行う。
6. 取引記録の適正な保持
会社活動に関わる取引は正確に記録し、適正に保持する。
7. 営業秘密の管理
顧客情報や営業に属する情報は企業の重要な財産であり、情報の秘密性を維持する。
8. 会社資産(知的財産権を含む)の適切な取扱
会社資産は、有形無形を問わず必要な記録を行い、適切に使用し管理する。
9. 会社資産の流用禁止
会社資産は、有形無形を問わず個人目的のために使用しない。
10. 利益相反取引(自己取引含む)、競業取引
取締役会の承認なしに当社の利益と相反する取引、自己取引または競業取引は行わない。また、職務上の地位や、職務上知り得た情報に基づいて、会社の利益を損なうような活動を行わない。
11. 適切な情報管理
個人情報と秘密情報の重要性を認識し、適切な管理を行い、正当な業務活動以外の理由で情報を社外に持ち出さない。

当社を取り巻く利害関係者(ステークホルダー)と関連法規



ジアースのコンプライアンス体制

1. コンプライアンスとは

「コンプライアンス(“Compliance”)という言葉が新聞や報道で耳にする機会があると思いますが、いったい何を意味するのでしょうか。

「法令遵守」という意味で使われたり、これに加えて「社会的規範や企業倫理」まで含める意味で使われたり、更に「リスク管理」まで含める意味で使われたりしますが、もともとは、英語の“Comply”という動詞の名詞形です。この“Comply”は with を伴って、「~を遵守する」という意味を持ちます。したがって、単にコンプライアンスといっても、目的語がなければ何を遵守するのが不明確ということになり、一般には、「法令等の社会的規範を遵守すること(社会秩序を乱す行動や社会から非難される行動をしないこと)」とされています。

2. ジアースグループのコンプライアンスとは

上記のとおり「コンプライアンス」とは、一般的には社会秩序を乱す行動や社会から非難される行動をしないこととされていますが、私たちジアースグループにおいては、「コンプライアンス」を単に社会秩序を乱さないというような消極的な意味ではなく、ジアースフィロソフィーを共有し、よりよき企業人、よりよき社会人であるために求められる価値観・倫理観に基づいた行動の実践であると定義します。

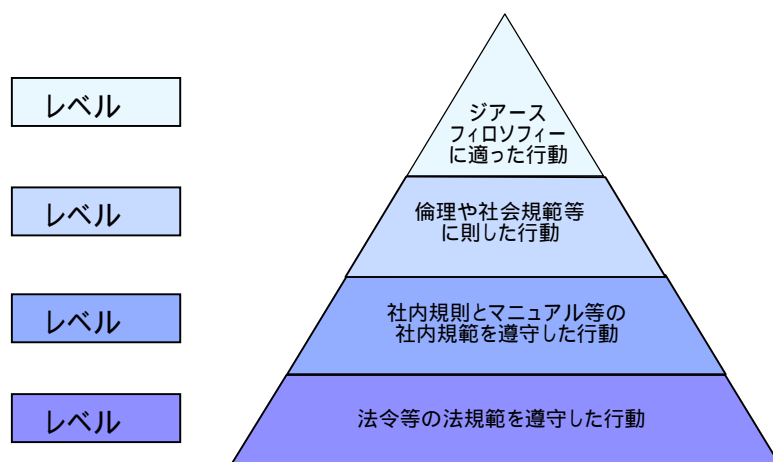
具体的には、以下のレベルⅠ～Ⅳの行動の実践です。

レベルⅠ : 法令等の法規範を遵守した行動

レベルⅡ : 社内規則とマニュアル等の社内規範を遵守した行動

レベルⅢ : 倫理や社会規範等に則した行動

レベルⅣ : ジアースフィロソフィー等に適った行動



3. ジアースグループが目指すコンプライアンス経営とは

ジアースグループが目指すコンプライアンス経営は、以下を実効あるものとする体制とします。

ジアースのフィロソフィー、倫理規範と行動指針に基づく行動の実現
プロとして自ら厳しく自己管理できる自律的な組織風土の醸成
透明性の確保による適切な牽制関係の確立

また、いかにすれば適切な価値観や倫理観に適った責任ある意思決定と、それに従った確実な行動ができるプロセスを作り上げられるかを重視します。

以上により、ジアースにおけるコンプライアンス推進の基本方針を次のように定めます。

「ジアースグループは、コンプライアンスの実践を経営の最重要課題の一つと位置付け、コンプライアンスの徹底はジアースグループの経営の基盤を成すことを強く認識し、企業活動上求められるすべての法令と諸規則の遵守をはじめ、社会規範に則した誠実かつ公正で透明性の高い企業活動を遂行します。」

4. コンプライアンス委員会の役割について

ジアースグループにおけるコンプライアンス体制の確立、浸透および定着を推進するための機関として、コンプライアンス委員会を設置しています。同委員会は、常設の機関であり、ジアース取締役会の諮問機関として位置づけられています。また、委員長にはジアースの管理本部長が、副委員長にはジアースの内部監査室長がそれぞれ任にあっています。

5. コンプライアンス担当部署について

ジアースグループは、コンプライアンス責任者を社長より委嘱を受けた管理本部長とし、コンプライアンス委員会のほかに次の組織が各事業分門やグループ会社のコンプライアンス推進を担当しています。

- ・ジアース法務部門
- ・ジアース監査役会
- ・ジアース内部監査室

6. ヘルプライン窓口について

ジアースグループでは、自己もしくは他人の業務に関してコンプライアンス上問題がある行為、または役員・従業員の組織的法令違反や社内規程違反等の行為や事象を認知した場合は、原則と

して職制ラインを通じてその報告を行うものとしします。但し、これらの行為や事象が疑義のみである場合、またプライバシーの保護を必要とする場合、その他相応の理由により職制ラインを通じての報告が困難な場合には、社内と社外に設置された窓口(ヘルプライン)を利用した通報・相談を受け付けており、利用者は任意で窓口を選択することができます。

【社内ヘルプライン】

・利用方法

上記専用電子メールまたはダイヤルラインによる通報・相談(実名と匿名の何れでも通報・相談が可能です)、匿名により通報・相談を受けた場合は、コンプライアンス委員会による調査・検討結果について、通報・相談者ご本人へのフィードバックは行われません。

・利用時間

月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 6 時まで(但し、土曜・日曜・祝祭日・年末年始は除きます。また、電子メールによる通報・相談は、24 時間受け付けますが、対応時間外に受信したものについては、原則翌営業日以降の対応となります)。

【社外ヘルプライン】

・利用方法

適正かつ迅速な通報・相談の処理を実現するため、実名による通報・相談のみを受け付けますが、通報・相談事項の重要性、秘匿性および利用者の希望等を弁護士が総合的に考慮のうえ判断し、例外的にコンプライアンス委員会に実名を開示せずに調査・検証依頼を行う場合があります(但し、通報・相談者ご本人の実名を明かしてもらわなければ、コンプライアンス委員会による調査・検証が事実上不可能な場合は、弁護士を通して利用者本人の承諾を得ることにより実名を明かしていただく場合があります)。また、匿名により通報・相談を受けた場合には、コンプライアンス委員会が行った調査や検討結果について、利用者本人に対する弁護士からのフィードバックは行われません。

・利用時間

月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 6 時まで(但し、土曜・日曜・祝祭日・年末年始は除きます。また、電子メールによる通報・相談は、24 時間受け付けますが、対応時間外に受信したものについては、原則翌営業日以降の対応となります。また、ヘルプラインの利用に関する上記担当弁護士への相談料は会社が負担しますので、通報・相談者ご本人に費用は発生しません、安心して相談してください)。

7. 問題発生時の対応(職制ラインを通じての報告の場合)

コンプライアンス上問題がある事態が生じた場合の対応は以下のとおりとします。

職制ラインを通じて直ちに上長または本部長に報告を行うものとします。

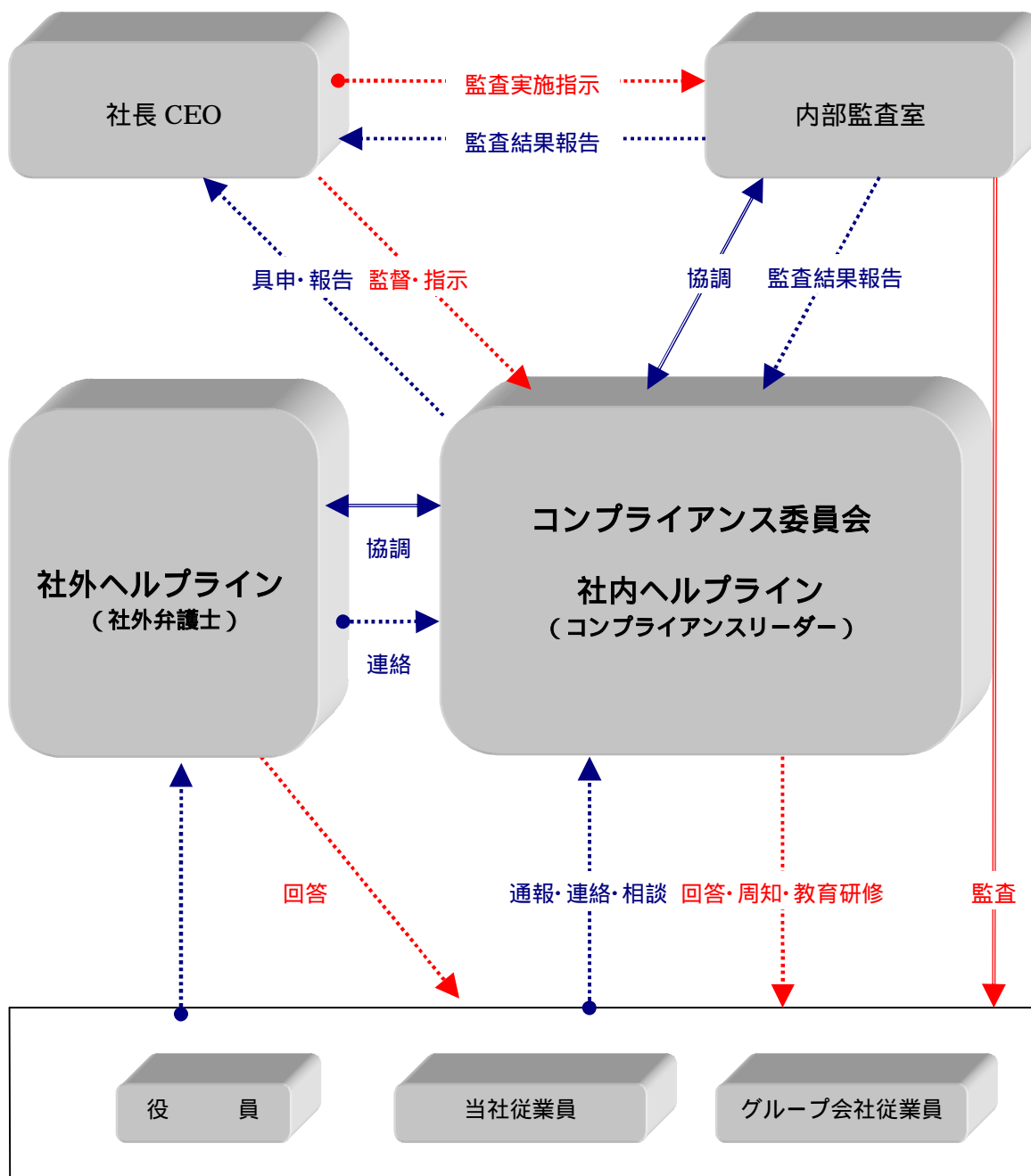
報告を受けた上長は、所属する部門の本部長を通じて、管理本部長(コンプライアンス委員会委員長)にこれを報告するものとします。

報告を受けた管理本部長(コンプライアンス委員会委員長)は、問題の性質に応じ利害関係等を慎重に判断し、コンプライアンス委員の中から調査・検証責任者を指名します。

指名された調査・検証責任者は、調査・検証の指揮を執るものとし、調査・検証責任者の要請を受けた部署(または者)はこれに協力しなければなりません。

コンプライアンス委員会による調査・検証の結果、法令違反、社内規程違反または改善すべき事項が認められた場合、コンプライアンス委員会は、社長にこれを報告します。また、問題の内容に応じて速やかに是正措置および再発防止措置を講じるとともに、必要に応じて関係行政機関への報告等も行います。

8. ジアースグループのコンプライアンス体制組織図



コンプライアンス・マニュアルの利用方法

1. 利用の心得

このマニュアルは、ジースグループのコンプライアンスを具体化したものであり、役員・従業員が日々の業務を遂行するなかで遵守すべき行動基準を定めた手引書です。コンプライアンス上の観点から判断に迷うことが生じたときには、このマニュアルにしたがってください。また、職制ラインまたはヘルプラインを通じて相談し、プロフェッショナルとして、誠実かつ適切な行動を適宜・迅速にとりましょう。

2. 対象者

このマニュアルは、ジースグループの役員・正社員はもちろんのこと、契約社員、派遣契約や業務委託契約に基づきジースグループの事業所にて業務を行う皆さんにも遵守していただきます。これらの方と契約し採用した部署は、このマニュアルの内容を周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、このマニュアルにおいて、ジースグループとは、株式会社ジースの連結子会社および実質的にジースが支配権を有する会社(会社法第2条第1項第3号に規定される子会社)を指します。

3. 適用範囲

このマニュアルは、ジースフィロソフィー、倫理規範および行動指針をベースに作成されていますが、記載されているのは、あくまでも基本的事項のみです。ジースグループの提供する商品やサービスは、事業部門や取引形態ごとにおいて多種多様にわたっており、それぞれの関係部署において、このマニュアルに準じて、またこれを補完するものとして、詳細なマニュアルを必要に応じて作成していただくことを前提としております。

4. 違反行為

このマニュアルに違反する行為を認知したときや、またその疑義をいただいたとき、自ら行ってしまったとき、また、上長からその指示をうけたときは、勇気をもって職制ラインまたはヘルプラインを利用して報告してください。

このマニュアルに違反する行為については、就業規則および懲戒規程に従いその罰則の適用が判断されることとなります。

以上